

保険制度におけるリスク分散

吉澤卓哉

保険の金融（特に、オプション）との類似性はつとに指摘されており（たとえば、高尾[1998]第2章）、さらには、「オプション契約を利用すれば、保険と代替的な効果を有する金融商品をつくることができる。したがって、保険業を他の金融業務を異なるかたちで取り扱うという縦割り型の金融制度の本質的な意義は、今やなくなったということが出来る。」（鹿野[2001], pp.20-21）とまで言われるに至っている。

しかしながら、金融との類似性が認められるのは事実だとしても、あるいは、金融商品で保険商品と同様の経済効果を有するものを創り出すことができるとしても、やはり、保険は金融は異なるものだと思われる。

そこで、本稿では、保険の経済的要件の一つと考えられているリスク分散の意義、つまり、保険の経済的要件とされるリスク分散が特殊なものであること、ひいては、その点が金融との最大の相違点であることを明らかにしたい。

具体的には、保険の経済的要件を概観したうえで（次述1）、リスク分散方法、特に保険制度に特有なヘッジャー間分散を検討する（後述2）。そして、このヘッジャー間分散が相互救済制度（後述3）や再保険（後述4）にも存在することを確認したうえで、最後に今後の研究の方向性を述べる（後述5）。

1. 保険の経済的要件

「保険」の経済的に必須の要件は、リスク移転（risk shifting or risk transfer）

保険制度におけるリスク分散

とリスク集散 (risk pooling and risk distribution) であると言われている (Eg., ref., Rejda [1998] pp.19-21, Abraham [2000] pp.2-3)¹⁾。そこで、まず、この両要件に関する内容と議論を概観すると以下のとおりである。

なお、以下の論述では、当面は保険者という役割の者が存在する保険制度を前提とする。保険者の存在しない相互救済制度 (あるいは、相互扶助組織) については、後述 3 で取り上げる。

(1) リスク移転

保険の経済的要件であるリスク移転とは、まず、保険契約者 (正確には、損害保険では被保険者) に経済的に評価可能な一定のリスクが存在しており、そして、そのリスクが保険契約者から保険者へと移転することである。

このリスク移転は、リスクの存在、リスクの移転、移転リスクの内容の 3 つの論点に分解することができるので、以下、この順に簡単に述べる。

① リスクの存在

保険では、当初において、保険契約者にリスクが存在することが必要である。つまり、たとえ保険者が何らかのリスクを引き受けるものであっても、それはリスク移転前から保険契約者が抱えているリスクでなければならない。

たとえば、賭博や投機では、もともとは保険契約者にリスクが存在しないので保険ではない。

1) 一方、Jerry [2002] pp.19-20 は、リスク移転とリスク分散を要件とする。また、Vaughan & Vaughan [1995] pp.15-23, Dobbyn [1996] pp.1-4 は、リスク集散は保険の要件とするが、保険者へのリスク移転は保険の要件とはしない。さらに、Black & Skipper [1994] 邦訳 p.14 は、保険の要件としてリスク分散のみを掲げる。他方、Keeton & Widiss [1988] pp.3-8 は、リスク移転とリスク分散だけでは保険の定義としては不足であるとする。

なお、米国の連邦最高裁判所は、連邦税に関する訴訟において、生命保険契約の中核をなすのはリスクの移転 (risk shifting) とリスク分散 (risk distributing) であると述べている。Ref., *Helvering v. LeGierse*, 312 U.S. 531, 539, 61 S.Ct. 646, 649, 85 L.Ed. 996 (1941)。

② リスクの移転

保険では、リスクの移転が必要である。つまり、保険契約者が抱えているリスクが、保険者に移転しなければならない。

換言すると、リスク移転の全くないものは、仮に保険の衣を纏っていたとしても保険ではない。たとえば、自家保険 (self insurance) は、ある経済主体が自身のリスクに備えるため、一定の方法で算出した準備金を内部に積み立てるものであるが、リスクを他の経済主体に移転しないので、保険とは言えない²⁾。つまり、保険契約者と保険者とは別個の経済主体でなければならない。

③ リスク移転の内容

保険では、リスク移転の対象となるリスク (つまり、保険の填補対象となるリスク) は、経済的に評価可能な一定の偶然なリスクでなければならない。

換言すると、経済的に評価可能な一定の偶然なリスクであれば足り、それ以上にリスクの内容を限定すべき必然性はない。たとえば、保険契約者から保険者へ移転する保険リスクの量は一定であればよく、確定している必要はない。変額保険においては、保険料の運用成績次第で死亡保険金の保険金額が変動するが、保険であることに変わりはない (保険金額が変動する仕組みは、損害填補型の損害保険にも取り入れることが可能である。吉澤 [2001a] p.244)。

(2) リスク集散

保険のもう一つの経済的要件であるリスク集散とは、保険者が多数の保険契約者から独立で同質のリスクを引き受けると共に、そうして引き受けたりスクが保険料の負担を通じて実質的には保険契約者間で分散負担されること

2) 他方、単一の経済主体が長期間の時間軸上の損失を分散させる自家保険制度 (self insurance) も保険に包含したうえで、必ずしもリスク移転は保険の要件ではないとする説もある。Ref., Mehr [1986] pp.37-38, Mehr *et al.* [1985] pp.32-33.

保険制度におけるリスク分散

である（なお、リスクの集散は必ずしも一時点で行う共時的分散のみに頼る必要はなく、長期間に亘り時間軸上でリスク集散を行う通時的分散を共時的分散と併せ行うことも可能である。Farny [1989], 邦訳 pp.37-41, 吉澤 [2003] 参照）。つまり、リスク集散にはリスク集積とリスク分散の二つの局面がある。

① リスク集積

リスク集積 (risk pooling) とは、保険者が、同質で相互に独立のリスク (exposure) を多数集積して、同質で独立なリスクの集団（保険の場合は、「保険団体」³⁾）を大型化することによって大数の法則 (law of large numbers) を働かせ、担保危険に関する損害額の平均を期待値 (expectation) に近づけることである（結果的に、分散 (variance) も母集団の分布に近づく⁴⁾）。

ここで、保険の要件たるリスク集積の対象となるリスクは、同質のリスク (homogeneous risk) であることに注意を要する。大数の法則の適用のためには、相互独立の同質のリスクの集積が必要だからである。ところで、異質のリスク (heterogeneous risk) の集積であっても、リスクが相互にほぼ独立であれば、必要となるリスク対応資産（ひいては保険料）を少なくすることができる (Mason [1995] 邦訳 p.296. なお、池尾 [1995] pp.175-176 も参照)。

3) 保険団体論は田中耕太郎博士が、ロールベックの所説を引いて分析を行って以来（田中 [1932]）、保険学においてあまたの論争がなされてきたが、本稿では単に保険技術的な意味で「保険団体」の語を用いる。

4) 損害保険料率算定における純保険料率法 (pure premium method) では、事故発生頻度 (frequency) に平均損率 (damageability. 平均支払保険金を平均保険金額で除したもの) を乗じたものが保険料率となるが (小暮 [1998] pp. 15-17)、本文で述べる平均損害額の期待値への接近とは、事故発生頻度も平均損率も期待値に接近することを意味する（あるいは、平均損率の代わりに、保険事故 1 件当たりの被保険者の損害額単価が期待値に接近すると考えてもよい）。

なお、大数の法則は発生率 (= 事故発生頻度) の期待値への接近として説明されることが多いが (Bennett [1996] 邦訳 p.250, 広海=埜 [1997] p.137)、平均損率の期待値への接近も含めて考えて良いであろう (IAIS [2003] p.34, Rubin [1995] pp.252-253)。

これは、大数の法則の適用によるものではないが、リスク集積の別の効果ではある。ただし、保険の要件としてのリスク集積（つまり、リスク集積による大数の法則の適用）ではない⁵⁾。なぜなら、異質なリスクの集積がなくても、保険は成り立つからである。たとえば、特定の保険種目のみを引き受ける、いわゆるモノライン（mono-line）の専門保険会社（specialist insurers）の存在を見れば明らかである⁶⁾。

また、リスク集積においては、多数のリスクを集めることが必要ではあるものの、多数の経済主体を糾合することは要件ではない。少数の経済主体のリスクであっても、十分に多数のリスクが糾合できれば、リスク集積の要件は満たされる。たとえば、多数の社有自動車を全国に散在する営業所で保有しながら事業を営む企業は、経済主体としては一つであるが、十分なリスク集積がなされる可能性がある（こうした場合、自家保険が成り立つ可能性がある。もちろん、前述のとおり、自家保険ではリスク移転がないので保険ではない）。

② リスク分散

リスク分散（risk distribution or risk allocation）、それも保険におけるリスク分散とは、保険者にリスク集積を行うものの、保険契約者に課される保険料を通じて、結果的には各保険契約者にリスクの分散がなされることである。

つまり、保険においては通常と異なる意味合いで「リスク分散」の語が用いられる。また、リスク移転に比べると、リスク分散に関してはこれまで必ずしも十分な議論がなされていないように思われる。そこで、次に、保険におけるリスク分散を考えてみることにする。

5) ちなみに、Farny [1989] 邦訳 pp.33-37では、同質のリスクの集積と異質のリスクの集積が合わせて論じられている。

6) 日本においても、日本地震再保険（地震保険のモノライン）、ヘルメス信用保険（信用保険のモノライン）、損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティー（金融保証のモノライン）等のモノライン保険会社がある。

2. ヘッジャー間分散

(1) 一般的なリスク分散方法

「リスク分散」とは、一般には、自己が抱えているリスクを多様化すること (risk diversification) を意味している。

ところで、リスク・マネジメント・プロセスにおいて、リスク評価を行い、リスクの取捨選択をしたうえで、当該企業・個人として一定のリスクを覚悟した場合であっても、自己が保有する資産の収益機会や負債の構造 (負債の種類、条件、期間等) や事業活動を多様化することによって、さらにリスクを縮小することができる。このことを一般にリスク分散と言うことが多い⁷⁾ (リスク保有者内部でのリスク分散に主眼があるので、以下「ヘッジャー内分散」と呼ぶ)。たとえば、保有資産を単一の投資先に投資するのではなく、多数の投資先に分散投資することがこれに当たる。

なお、多様化によるリスク縮小は、正確には、多様化された資産の収益機会等の共分散 (covariance) に依存する。資産の収益機会等を多様化しても、収益機会等の利潤量に正の相関があると、むしろリスクを拡大させることになってしまうからである (酒井 [1982] pp.216-217)。

他方、リスク・マネジメントの一環としてリスクを他者に移転することがあるが、契約内容次第では、契約相手方であるリスク移転先 (=リスク・テイカー) の契約不履行リスクがなお残存する場合がある。その際に、リスク・テイカーを複数 (同一企業グループでないことが望ましい) にすれば、リスク・テイカーの契約不履行リスクを分散することができる⁸⁾ (リスク・テイカー間でのリスク分散であるので、以下「テイカー間分散」と呼ぶ)。

7) 「分散投資を通じたリスク・プーリング」と呼ばれることもある (池尾 [1985] p.47)。

8) ヘッジャー内分散について本文で述べたのと同様に、正確には、リスク・テイカーの契約不履行リスクの共分散に依存する。

たとえば、自己が抱えるリスクを保険者に保険契約で移転するに際し、引受保険会社の信用リスクを分散させるために共同保険方式を採用する場合は、こうしたテイカー間分散に当たる。なお、共同保険とは、単独の保険契約について、複数の保険会社（「共同引受保険会社」と呼ばれる）が共同して保険引受を行う契約方式のことであり、共同引受保険会社の引受責任は連帯しない。

なお、複数のリスク・テイカーが共同してリスク引受を行う場合には、個々のリスク・テイカーとしては引き受けるリスク量を一定範囲内に抑えつつ、リスク・テイカー全体としては大きなキャパシティ（capacity. リスク引受容量）をリスク・ヘッジャーに提供できる、という利点もある⁹⁾。

(2) 保険制度におけるリスク分散（＝ヘッジャー間分散）

リスク分散とは、一般的には上述のようなヘッジャー内分散やテイカー間分散を意味するが、保険の全体的な仕組み（以下、「保険制度」と呼ぶ）におけるリスク分散はかなり異なっている。

すなわち、保険制度におけるリスク分散は次のような形態で行われる。

(i) リスク移転

保険契約者が保険者にリスクを移転する。

リスク移転を要件とする点において、ヘッジャー内分散とは異なる。

他方、テイカー間分散でも、リスク移転が行われるが、リスク・テイカーは必ず複数となる。これに対して、保険制度におけるリスク分散では、リスク移転先である保険者が複数である必要はなく、保険契約者から単独の保険者へのリスク移転でもよい。

(ii) リスク集積

保険者は、独立で同質のリスクを多数引き受けることにより、大数

9) 複数の金融機関が協調融資団（シンジケート）を結成して行う協調融資であるシンジケート・ローン（syndicate loan）がその典型である。

また、共同保険にはこうした意義もある。

保険制度におけるリスク分散

の法則の成立を強める。これによって、保険者は、引き受けた保険リスク全体の実際の損害額の平均が安定化することになる（期待損害額との乖離が小さくなる）。

なお、大数の法則は、現実の保険制度においては、「成立する」か「成立しない」かの二者択一ではない（完全な形で大数の法則が成立することはほとんどない）。むしろ、どの程度に強く（あるいは、弱く）成立するかが重要である。

(iii) ヘッジャー間分散

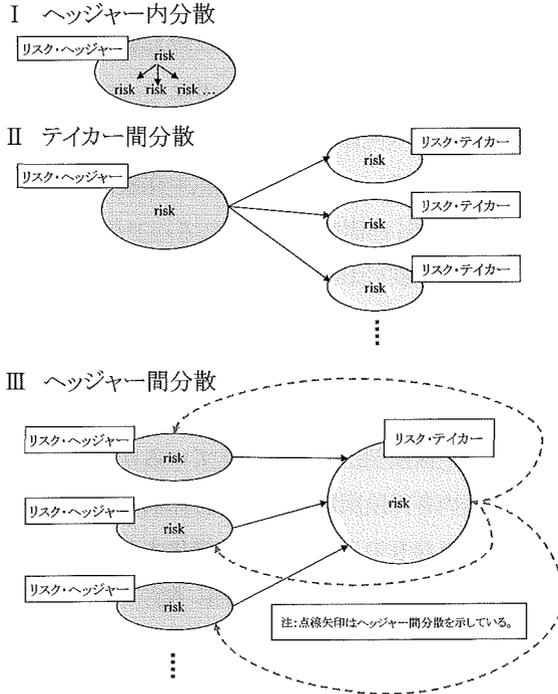
保険契約者から保険者へのリスク移転（上記(i)参照）が有償で行われ（＝保険料の支払）、その保険料が保険契約者群（＝保険団体）全体として支払保険金と収支が均等するように設定されており（収支相当の原則）¹⁰⁾、かつ、リスク集積により大数の法則が強く働くことになると（上記(ii)参照）、結局は、保険団体の中でリスク分散がなされていることになる（リスク・ヘッジャーたる保険契約者間での分散であるので、以下「ヘッジャー間分散」と呼ぶ。ヘッジャー内分散やテイカー間分散との比較については図1参照）¹¹⁾。

つまり、大数の法則が強く働けば働くほど、保険契約者から収受した（純）保険料の総額で支払保険金総額を賄える確率は高まっていき、保険者の実質的なリスク負担は逡減していく。換言すると、もともとのリスク・ヘッジャー（＝保険契約者）がリスク・テイカー（＝保険

10) 各保険契約者がそれぞれのリスクに応じた出捐をなすことが望ましいものの、厳密に個々の保険契約者のリスクに応じた保険料を設定すること（給付・反対給付均等の原則）は保険の要件ではないし、また、不完全情報下では、そもそも、個々の保険契約者のリスクに応じた個別の保険料を保険会社は正確に設定することができない。

11) 吉澤[2003]では、「ヘッジャー間分散」と「テイカー間分散」に分けているが、この分類は、複数のリスク負担者でリスク分散を行う場合の分類である。したがって、リスク負担者に変更がなく、単に資産の収益機会を多様化するリスク分散（本稿における「ヘッジャー内分散」）については、前掲論文では検討対象とはしなかった。

図 1：リスク分散の種類



者) にリスクを移転したにもかかわらず、当該保険契約者および他の同様の保険契約者が、法的には保険者に移転したリスクを、経済的には分散負担していることになる (Hansell [1985] 邦訳 p.1, Jerry [2002] pp.16, 19-20)。

そして、もし、大数の法則が完全に成立すると、最終的には、保険者が負担する実質的なリスクは極小化し、もはや法的なリスク移転先である保険者は、なんとリスクを実質的には負担せず、保険者は保険団体 (=実質的なリスク負担者) の単なる管理者 (custodian) または出納係 (treasurer) となるのである (Hansell [1985] 邦訳 p.1)。

保険制度におけるリスク分散

このような保険制度におけるリスク分散であるヘッジャー間分散を特徴づけると次のとおりである。すなわち、法的には、保険契約者から保険者にリスクが移転する。しかしながら、法的なりリスク移転先である保険者は、実質的には（ほとんど）リスクを負担しない。リスク・ヘッジャー（＝保険契約者）がリスク・テイカー（＝保険者）に法的に移転したリスクは、経済的には再び戻ってきて、リスク・ヘッジャー群（＝保険団体）全体に分散されて負担する（Hansell [1985] 邦訳 p.6）。

以上のように、保険制度におけるリスク分散は、一般に言うところのリスク分散（ヘッジャー内分散やテイカー間分散）とはかなり趣が異なる。しかしながら、リスク分散を「自己が抱えているリスクを多様化すること」（前述 2(1)参照）だと捉えると、保険制度におけるリスク分散（＝ヘッジャー間分散）は、自己（＝保険契約者）が抱えているリスクを、保険に付すことによって、保険団体の各保険契約者が保険付保前に抱えていたリスクのうちの小さな部分が集合したものに転換して多様化することであり、やはりリスク分散の一種であると言えよう。このように考えると、保険とは、経済的には、自己が抱えるリスクの保険者への移転ではなくて、「自己が抱えるリスクを、『保険団体の各保険契約者が抱えるリスクのうちの極小部分の集合』という大数の法則に基づく安定的なりリスクへと変換するとともに、この集合リスクの安定性を保険者が保障すること」（簡略化すると、「保険者による安定性保障付きの、集合リスクへのリスク変換」）だと言ったこともできる¹²⁾。

(3) 保険の経済的要件の相互関係

以上のように、保険の経済的要件はリスク移転とリスク集積とリスク分散

12) 保険とは、「すぐれて個別的な性格を有する一方、集団的な危険処理の方法である」（田村 [1979] p.65）。かつて集団性を強調した保険本質論が永年にわたって議論された後、近時は保険の個別的な性格に基づいた研究が積み重ねられるに至っている。この辺りで、集団性を織り込んだ個別的な保険の定義を検討してみるべきかと思われるが、本文に提示したのはその一例のつもりである。

(正確には、リスク分散のうちのヘッジャー間分散) であるが、ここではこの3者間の関係を考えてみる。

① 各経済的要件の保険固有性

相互関係を検討する前に、それぞれの経済的要件が保険に特殊なものかどうかを確認しておきたい。

まず、リスク移転は、保険に限られる訳ではない。保証やデリバティブでもリスクの移転は行われている。特に、保険デリバティブと呼ばれる金融商品では、保険商品と同様のリスク移転がなされており、保険商品との競争が生じている(吉澤[2001b] pp.39-41)。

次に、リスク集積(大数の法則)による期待損害額安定化も、保険に限られるものではない。たとえば、製造業者は製造した製品について一定期間の保証を行っていることがある。この場合、製造した製品の一定割合に不具合が生じることは経験上知られており(もちろん、不具合発生率を低下させる努力を続けているが)、製造数に不具合発生割合を乗じた保証対応製品数に、さらに保証対応費用(修理費、運送料等)の平均単価を乗じた金額を製品保証引当金として計上している筈である(企業会計審議会「企業会計原則注解」注18)¹³⁾。これも、リスク集積を利用していると言えよう。

またたとえば、間接金融において、金融仲介者である銀行は一般に本源的証券よりも流動性の高い間接証券を発行しているが、こうしたことが可能なのは、多数の預金者を集めることによってキャッシュ・ドレイン・リスクを縮減できるからである¹⁴⁾。

さらにたとえば、銀行の融資においても、リスク集積による期待損害額安

13) 法人税法においても従前は製品保証等引当金として損金算入が認められていたが(旧法人税法56条の2)、平成10年度の税制改正で廃止された。

14) これを「最終的貸手(=預金者)相互の間のリスク・シェアリング(分担)」と呼ぶこともあるが(池尾[1985] p.47)、これは単なるリスク集積の効果であって、本稿におけるヘッジャー間分散ではない(そもそも、キャッシュ・ドレイン・リスクは銀行が預金を受け入れることによって生じるリスクであって、預金者からのリスク移転がない)。

保険制度におけるリスク分散

定化が一定程度は行われている。住宅ローンを取り上げてみると、銀行は多数の住宅取得者に住宅ローンを融資することによって、住宅ローン債務の信用事故発生率の安定化が図られているからである¹⁵⁾。

そして、リスク分散（ヘッジャー間分散）も、保険に限られる訳ではない。たとえば、家電量販店において販売製品の延長保証制度（extended warranty）が運営されている。これは、家電購入者から一定額の保証料を受領する代わりに、メーカー保証期間終了後の一定期間の保証を約する制度であるが、ここでもヘッジャー間分散が一定程度は行われている。すなわち、家電製品のメーカー保証終了後の瑕疵リスクは、この延長保証制度によって家電購入者から家電量販店に移転するが、多数の延長保証加入者を募って、リスク移転の対価である延長保証料を徴することにより、経済的には延長保証加入者間で瑕疵リスクが分散されるのである¹⁶⁾。

15) しかし、だからと言って、融資が保険でないことは言うまでもない。なぜなら、保険のもう一つの必須要件であるリスク移転が行われていないからである（銀行は融資行為によって、新たに与信リスクを創り出しているのであって、既存のリスクを移転するものではないからである）。

ただし、既存の融資リスクについて、リスク移転を銀行から他の主体へと移転すれば、保険と位置づける可能性が出てくる。たとえば、融資の保証がこれに当たる。

もちろん、それを保険と見なすには、保険のもう一つの必須要件であるヘッジャー間分散も満たさなければならない。ヘッジャー間分散も満たして大数の法則を利用しているのが、保証保険である（たとえば、住宅ローンの融資リスクを担保する保証保険として、住宅ローン保証保険という保険商品がある。東京海上[1984] pp.169-194, 高木[1996]参照）。

16) 家電量販店による延長保証制度がヘッジャー間分散だとすると、これが保険に該当しないかがどうか問題となる。

結論としては、保険ではないと考えられる。その理由は、家電量販店自身が家電製品の売買をしているのだから、売買契約の内容自体として、当該家電量販店自身がメーカー保証終了後の瑕疵リスクを負担してもおかしくないためである。つまり、一見すると、リスクが家電購入者から家電量販店に移転しているようであるが、実は、もともと売買契約において当該家電量販店自身が負担

以上のように、保険の経済的要件であるリスク移転、リスク集積、ヘッジャー間分散は、3つとも保険制度に固有のものではない。しかしながら、保険制度では、これらの要素の全てが保険の要件となっていることに特徴がある。換言すると、保険以外の制度においては、3つの要素のいずれかを具備することが予定されていたり、あるいは、3つの要素の全てをたまたま具備することもあり得るが、保険ではない（正確に言うと、保険以外の制度では、3つの要素の全部を具備することが要件とはなっていない）。

② 各経済的要件の相互関係

それでは次に、保険制度におけるリスク移転、リスク集積、ヘッジャー間分散という3つの要素の相互関係を検討する。

既に述べてきたところから明らかなように、リスク移転とリスク集積とは独立した要素である。リスク集積のないリスク移転もあり得るし、リスク移転のないリスク集積もあり得る。

他方、ヘッジャー間分散は、リスク移転およびリスク集積と深く結びついている。換言すると、リスク移転またはリスク集積の片方でも欠くと、ヘッジャー間分散は原則として¹⁷⁾成立しない。なぜなら、ヘッジャー間分散とは、一旦は法的にリスク・テイカーに移転したリスクが、経済的に再びリスク・ヘッジャーに戻ってくる仕組みであるから、リスク移転（リスク・ヘッジャーからリスク・テイカーへのリスク移転）は不可欠である。また、ヘッジャー間分散とは、多数の同質な危険を集めて大数の法則を強く働かせることによって、リスクを経済的にヘッジャー間で分散する仕組みであるから、

することにしてもおかしくないリスクだったものについて、改めて売買時のリスク配分の取り決めをしたにすぎないと考えられるからである（つまり、保険の要件としての新たなリスク移転が実質的に存在しない）。

換言すると、売主やメーカー等とは異なる者が延長保証制度を営む場合には、保険（あるいは、保険業）の可能性があると言えよう。

17) 家電量販店による延長保証制度（前注参照）においても、リスク移転は存在している（ただし、新たなリスク移転ではないので、保険とは取り扱わないのが一般的である）。

保険制度におけるリスク分散

リスク集積は不可欠だからである。

このように考えると、リスク移転、リスク集積、ヘッジャー間分散の3つが保険の経済的要件であると述べてきたが、誤解を恐れずに言うと、ヘッジャー間分散（＝保険におけるリスク分散）が保険の中心的な要件であると言うこともできよう（Jerry[2002] p.20）。

ただ、厳密な議論をすると、一定程度のリスク集積はヘッジャー間分散の要件であるが、大数の法則が強く成り立たないリスク集積であっても、若干のヘッジャー間分散は行われているとも言えなくはない。けれども、こうなるとヘッジャー間分散の定義の仕方の問題である。ヘッジャー間分散とは、十分なリスク集積がなされて大数の法則が強く成立している状況において、リスク移転が有償で行われていることに鑑みると、リスクが実質的にリスク・ヘッジャー間で分散されていると言える状態を指すものと考えれば、本文で述べたように、ヘッジャー間分散のみを保険の要件と捉えても問題ないことになる。

3. 相互救済制度

以上のように、「保険制度（＝保険の経済的な仕組み）とは、リスク・ヘッジャーがリスク・テイカーに法的なリスク移転を行い、リスク・テイカーはそうして同質の多数のリスクを集積して大数の法則が強く働くように努めるとともに、リスク・ヘッジャーからリスク引受の対価であるリスク・プレミアムを徴収することによって、経済的には引き受けたリスクをリスク・ヘッジャー間にヘッジャー間分散を行うものである。」と言える。

これを、保険制度の用語に当てはめると、「保険とは、保険契約者が保険者に法的にリスク移転を行い、保険者はそうして同質の多数のリスクを集積して大数の法則が強く働くように努めるとともに、保険契約者から保険引受の対価である保険料を徴収することによって、経済的には引き受けたリスクを保険契約者間にヘッジャー間分散を行うものである。」となる。

ところで、火災保険や生命保険の考え方は、古来から存在した相互救済の

制度から継受したものだと言われている（白杉[1954] p.44）。また、今日においても、「P.I.クラブ」と呼ばれる船主責任相互保険組合（Protection and Indemnity Club）が存在するが、これは船舶の賠償責任リスクの相互救済を行う相互補償協会（mutual indemnity associations）である。

ここで、仮に、相互救済制度を、組合員から組合にリスクを移転せず、組合員相互間で直接にリスクの分担負担を行うものと位置づけることにする。とすると、上述の保険の定義における「リスク・テイカー」とは、近代保険制度においては保険者を指すが、相互救済制度においては保険者に相当する経済主体が存在しない。そこで、このような相互救済制度も保険の一種であるかどうかを次に検証する。

まずは、単純なリスク交換を考えてみると¹⁸⁾（図2のIV参照）、これをもって保険取引がなされたことにはならない。なぜなら、リスク交換によりリスク移転が相互になされているが、単にリスクを交換しただけであるので、どちらの当事者を捉えてみてもリスク集積がなされておらず、したがってヘッジャー間分散もなされていないからである。

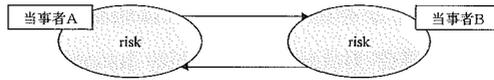
次に、3者間のリスク相互交換を考えてみる（図2のV参照）。この場合、相互にリスク移転がなされるので、ある当事者のリスクを他の2者へリスク移転することになり、僅かながらテイカー間分散が行われている（ただし、前述のとおり、テイカー間分散は保険の要件ではない）。他方、リスク集積やヘッジャー間分散に関しては、どの当事者を捉えてみても、他2者分のリスク集積しかなされておらず、保険ではない。

このリスク相互交換の経済主体を相当数に増やしていくと（図2のVI参照）、多数へのテイカー間分散も同時に実現する（ただし、前述のとおり、テイカー間分散は保険の要件ではない）。他方、リスク集積やヘッジャー間分散に関しては、個々の主体において十分なリスク集積がなされ、かつ、各経済主体による拠出が行われれば、十分なヘッジャー間分散が相互に行われ

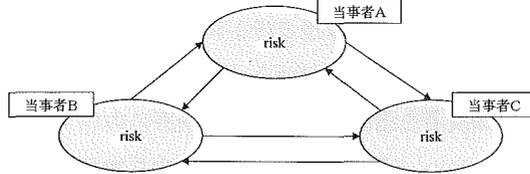
18) たとえば、東京電力と東京ガスは、夏期の気温変動リスクのスワップを2001年に実施した。

図 2 : リスク交換の種類

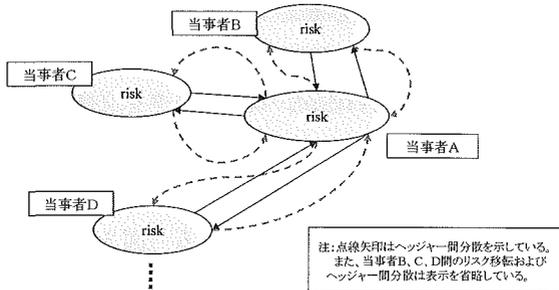
IV リスク交換(2者間)



V リスクの相互交換(3者間)



VI リスクの相互交換(多数当事者間)



ていると言える状態になる。このような状態に至れば、たとえ保険者の存在がなくなるとも、保険が成立していることになる。つまり、相互救済制度も保険である場合があり、保険者の存在は保険の要件ではないことになる（前節までの議論では保険者の存在を保険の前提としてきたが、それは説明の便宜のために過ぎないことになる）。ただし、保険制度を維持できるほどの相当多数が集めた相互救済制度の設立は、なかなか困難である。

なお、このように、相互救済制度において多数の経済主体間で相互にリスク交換が行われると、リスク分散がテイクアウェイ分散によって行われているのか、あるいは、ヘッジ間分散によって行われているのかの区別がつかない

くなる。単に、「ある団体内部の多数経済主体間でリスク分散がなされている。」としか言いようがない。このような事情があるためか、保険者（ここでは組合）への（法的な）リスク移転を保険の要件とはせず¹⁹⁾、リスクが保険団体の構成員間で分散されることのみを保険の要件と捉える学説も多い（木村[1980]p.5, Vaughan & Vaughan[1995] pp.15-16, Dobbyn[1996] pp.1-4, Black & Skipper[1994] 邦訳 p.14, なお, Hansell [1985] 邦訳 p.5 は、保険の要件としてではないが、「危険は個人から保険基金に移転される。」と述べている^{20),21)}。

しかしながら、リスク移転が保険の要件としては明示されていないとは言っても、相互救済制度においては、ある組合員のリスクは他の全組合員に移転しているので、そうした意味でリスク移転はあるとも言えよう²²⁾。

4. 再保険

(1) 再保険の意義

多数の経済主体が相互にリスク交換を直接行う経済的仕組みも、リスク移転、リスク集積、ヘッジャー間分散（ただし、テイカー間分散と混合している）という保険の要件を満たしているので、一種の保険であるとも言えよう。けれども、このような経済的仕組みの構築の困難さ等々の理由により、法的にリスク移転を受ける保険者という役割の経済主体を設定し、そこにリスク

19) 保険者へのリスク移転を保険の要件としない場合には、「経済的入用の充足」などという概念を用いることになる。ただ、この場合も、保険団体を構成する他の構成員（相互救済制度における他の組合員）にリスクが移転していることになる。

20) マーネスの入用充足説（「保険とは、多数の同種の危険に曝された経済主体による、偶然で評価可能な金銭的入用の相互的充足である。」下線は筆者）も同様の考え方である。

21) もちろん、保険者のリスク集積（大数の法則）による安定化の意義も述べられている（Vaughan & Vaughan[1995] p.17）。

22) 相互救済制度にはリスク移転がないので保険とは言えず、単に自家保険が洗練された形態にすぎないとの見解もある。Jerry[2002] p.21.

保険制度におけるリスク分散

を集積させたいので、経済的にヘッジャー間分散を行うのが今日の保険制度である。

となると、保険者は同質のリスクを多く集めれば集めるほど保険成績が安定するので（リスク集積とヘッジャー間分散）、様々な方法で同質のリスクを集めることになる。具体的には、元受保険を大量販売することによるリスク集積が思い浮かぶが、再保険取引（受再）によるリスク集積も重要である。

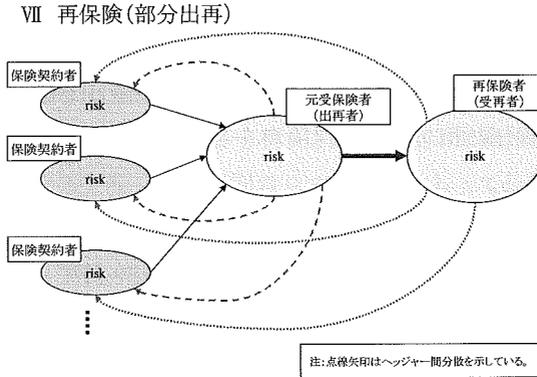
なぜなら、受再によって（特に、元受保険契約の一定割合を引き受ける比例再保険（Q/S：quota share reinsurance）の場合）、出再者（＝保険者）が引き受けた多数の元受保険のリスクを一挙に集めることができるからである。出再者たる元受保険者の背後には多数の保険契約者がいるのであり、再保険で受再者が引き受けた保険リスクは、多数の元受保険契約の束なのである。つまり、受再者は一つの再保険契約を引き受けることによって、一挙にリスクの集積を図るとともに、出再者の背後にいる保険契約者へとヘッジャー間分散を行うことになる（図3のVII参照）。

また、受再者も保険者であるから、同種のリスクに関して他にも多数のリスクの引受を行っており、再保険における受再は、そうしたリスクの集積にさらにリスクの束を加えるものなのである²³⁾。したがって、元受保険営業と受再保険営業を営む保険会社は、同種のリスクについて、両者（正確には、両者の保有分）を合算してリスク集積が十分かどうかを検証することになる。

再保険取引の経済的意義については、一般に、出再者としての意義（巨大危険や集積危険のヘッジ）ばかりが強調されがちであるが（たとえば、トリア再保険[1999] pp.1-5）、受再者としての意義（リスク集積とヘッジャー間分散）ももっと顧慮する必要がある（Benett[1996]邦訳 p.250、広海＝埜[1997] pp.48-49。Ref., Mason[1995]邦訳 p.295）。特に、当該保険種目について十分な数の元受保険リスクを引き受けていない保険者は、受再保険によってり

23) ただし、大成火災の破綻原因は航空保険を中心とする「共同受再型の再保険プール」であるが（後掲注26参照）、同プール以外に大成火災がどれほどの航空保険の引受を行っていたか不明である。

図 3：再保険とリスク分散



リスク集積を高める必要がある。つまり、やや粗雑に一般化すると、中小保険会社ほど、受再の割合を増やして成績の安定化に努めるべきなのである²⁴⁾。

(2) 再保険プール

このように、受再には重要な意義があるが、受再の方法としては、1 出再者から 1 再保険者または複数再保険者への出再が一般的である。けれども、保険者どうしで相互に出再・受再し合うリスク交換が行われる場合もある。

24) 中小保険会社がりリスク集積のために受再をするにあたっては、大規模保険会社から出再を受けることが最も効果的である。しかしながら、大規模保険会社は、保険種目によっては、巨大危険や集積危険のおそれがほとんどない、つまり、出再の必然性に欠ける場合もある。しかしながら、そのような場合に出再することが、ただちに違法あるいは不適正な業務運営であるということにはなるまい。経営判断として、保険リスクの全部を保有するよりも、保険リスクの一部を安価で出再して（あるいは、高い出再手数料を徴して）一定の利益を挙げることもあり得よう。

他方、中小保険会社の立場からすると、上述の理由により、大規模保険会社としては出再の必要性に乏しい保険リスクについては、大規模保険会社からの受再は条件が悪くなるのは必至であるので、むしろ、他の中小保険会社から出

保険制度におけるリスク分散

この相互の出再・受再は、2保険者間で行われることもあるが²⁵⁾、通常は、3以上の保険者による「(再保険)プール」(pool)と呼ばれる継続的な再保険引受の仕組みが利用されている。これは、プール・メンバー(プールに加盟する保険者)が、それぞれ一定の割合で保険責任を引き受ける(当然、引き受ける保険責任に相当する再保険料を各々のプール・メンバーが受領する)仕組みである。

プールの中には引き受ける保険リスクが、プール・メンバー外からの受再を中心とするものもある(出再者がプール・メンバー外である。この場合は、固定的な共同受再の仕組みと言えるので、「共同受再型の再保険プール」と呼ぶことにする)²⁶⁾。けれども、ここで取り上げるのはこの類型のものではなくて、プール・メンバー相互間での保険リスクの交換を目的とするタイプのプールである(出再者が、原則としてプール・メンバーである。この場合は、一定の保険リスクをお互いに持ち寄ることが予め定められているので、「相互交換型の再保険プール」と呼ぶことにする。なお、再保険料の授受および再保険金の授受を相互に相殺しながら決済していくことになるので、プール事務局が設置されるのが一般的である)。

プールも保険の仕組みの一つであるが、注意しなければならないのは、保

再を受ける方が良い条件となる筈である。ただし、他の中小保険会社から受再できる保険リスクの量は限られているので、中小保険会社どうしのリスク交換システムを構築することが合理的である。

- 25) たとえば、東京海上火災保険と米国のステート・ファーム社(State Farm Mutual)が、2000年に日米の地震リスクの交換を実施している。

このような場合、一見すると単なる2者間のリスク交換(図1のIV参照)に過ぎないように見えるが、それぞれの保険者の背後にいるリスクの束を引き受けているということと、他にもそれと同質の多数リスクの保険引受をしていることに鑑みると、れっきとした保険であると言えよう。

- 26) 大成火災破綻(2001年)の原因となったのは、航空保険に関する再保険プールであった。この再保険プールは、大成火災、日産火災、あいおい損害保険の3社がプール・メンバーであり、米国の再保険ブローカーに運営を委託していたものである。

険者（出再を行うプール・メンバー）からプールにリスクが移転しているのではなくて、保険者（出再を行うプール・メンバー）から個々のプール・メンバーに直接リスクが移転していることである（プール自体に法人格はなく、リスクの引受主体とはならない）。とすると、これは前節で検討した一種のリスク交換だと言える。ここでプール・メンバーが3保険者であると想定してみると、一見すると単なる3者間のリスク交換であって（図2のV参照）、保険ではないように見受けられる。

しかしながら、プールにおいてはリスク交換主体たるプール・メンバーはいずれも保険者であるので、単なる3つの経済主体の自分自身のリスクの交換ではなくて、「リスクの束の相互交換」、つまり、各々のプール・メンバーたる保険者の背後にいる多数の保険契約者のリスクの相互交換なのである（正確には、継続的なリスクの束の交換システムである）。したがって、相互交換型の再保険プールにおいては、プール・メンバーの数がさほど多くなくとも、各々のプール・メンバーとしてはプールを通じたリスク交換によって十分なリスク集積がなされ、広範囲なヘッジャー間分散が実現するのである（もちろん、プール・メンバーはプール以外の場面でも元受保険者として（あるいは、再保険者として）、プールで交換されるリスクと同質のリスクを多数集めている）。

5. さいごに

以上に述べたように、いわゆるリスク分散にはいくつかの種類がある。そして、保険制度におけるリスク分散（＝ヘッジャー間分散）は、一般に言われるリスク分散とは異なっている。つまり、ヘッジャー間分散とは、法的には、リスク・テイカーにリスクが移転するものの、経済的にはリスク・ヘッジャー間でリスクが分担される、という特殊なリスク分散方法なのである。

このヘッジャー間分散が保険という経済的仕組みを支える根幹となっている。そしてまた、このヘッジャー間分散こそが（あるいは、リスク移転およびリスク集積とともに）、保険に必須の要件である。

保険制度におけるリスク分散

確かに、保険の基本構造は、金融その他の経済制度と比較して、さほど特異なものではない（高尾[1991]）。しかしながら、それでもやはり、個々の保険契約レベルのカバー提供ではなくて保険制度全体を捉えると、保険にはヘッジャー間分散という特殊なリスク分担方法が必然的に組み込まれており、この点に金融との大きな相違があると言えよう。

このようなヘッジャー間分散とは、結局のところ、従前から議論されてきた保険団体論と変わらないという見方もあり得るかもしれない。けれども、このヘッジャー間分散を手掛かりに、これまでの保険に関する議論をもう一度見直してみる価値はありそうである。そうしないと、ヘッジャー間分散という保険の必須の要件を見落としたまま議論が進み、経済的に有意義な保険制度の有用性が大きく損なわれたり、他の制度にから不当な侵蝕を受けたりしかねないからである。

たとえば、近年の急速な保険デリバティブの発展を前にすると、保険と金融の相違を再整理のうえ、何らかの対応が必要かどうかを議論すべきだと考えられる。なぜなら、店頭保険デリバティブをうまく作ると、個々の契約単位では保険契約と全く区別がつかない金融商品ができてしまう（吉澤[2001b]）からである。

ところで、保険商品と競合する金融商品は条件付き自己宛請求権の売買であるが、2つの観点から分類することができる。一つは、条件付き自己宛請求権の「条件」（トリガー）の観点であるが、ヘッジャーが被る実損額を指標とする条件（indemnity trigger）が付された「補償事故型」の金融商品と、一定の指数を指標とする条件（index trigger）が付された「指数事故型」の金融商品とに分類することができる（吉澤[2001b] pp.41-42）。もう一つは、リスク引当資産の観点であるが、金融商品の引受者が、当該金融商品が抱えるリスクのエクスポージャーの最大値には満たない引当資産しか保有しておかない仕組みの「部分拠出型」の金融商品と、当該金融商品が抱えるリスクのエクスポージャーの最大値以上の引当資産を保有しておく仕組みの「全額拠出型」（fully funded）の金融商品とに分類することができる

(吉澤 [2001b] pp.42-43)。

ここで、「補償事故型」かつ「部分拠出型」の条件付き自己宛請求権の形態をとる金融商品を想定すると、少なくとも表面的には保険商品との区別がつかない。そこで、何らかの区別的手段が必要となる訳であるが²⁷⁾、金融もリスク移転とリスク集積を伴うことがあるので (Cox [1998] 邦訳 pp.125-126)、ヘッジャー間分散は保険と金融を区別する手掛かりとなるかもしれない。

またたとえば、会計基準においては、保険について、従来からの保険学の議論とはやや異なった見方をする場合があるが、特に、保険の要件たるリスク移転の内容の問題 (前述 1(1)③参照) についてそれが顕著である。具体的には、次のような論点がある。

一つめは、保険の経済的要件たるリスク移転の対象となるリスクは「非金融リスク」(non-financial variable) に限定されるのかという論点である。現在、国際会計基準委員会 (IASB: International Accounting Standards Board) が策定している保険契約に関する会計基準の公開草案では、保険リスクの対象を契約当事者に特有の「非金融リスク」に限定している (IASB [2003a], Appendix A, “insurance contract,” “insurance risk,” “financial risk”)。しかしながら、契約当事者に特有であることの要件はともかくとして、非金融リスクに限定することにはやや疑問がある。

そもそも、この公開草案では、リスクの集散を保険の要件として捉えていないが²⁸⁾、リスク集散を保険の要件と捉えれば、保険の対象リスクは、大数の法則が適用されてヘッジャー間分散が行われるリスクに自ずと限定される

27) あるいは、「補償事故型」かつ「部分拠出型」の金融商品については、保険商品との区別を放棄して、両者を同一のものとして扱うことも、場面によってはあり得よう。たとえば、金融商品販売法 (金融商品の販売等に関する法律) のような横断的な規制においては、両者を同一に扱うべきであろう (吉澤 [2002] p.125)。

28) IASB の公開草案では、リスクの集散という保険として必要不可欠な要件が保険の定義から抜け落ちてしまっており (IASB [2003a], [2003b], [2003c]), 大いに問題である。

保険制度におけるリスク分散

ことになる (*Greene et al.* [1992] p.45)。そうすれば、わざわざ非金融リスクであることを要件とする必要はないのである。なぜなら、一般に、金融リスクは大多数の法則が適用されないからである (松山 [2003] p.63)。また、万一、特定の金融リスクについて、大多数の法則が適用できるような保険技術が発達すれば、保険の対象リスクにしても一向に差し支えないと思われるからである²⁹⁾。

二つめは、「タイミング・リスク」(timing risk) のみの移転では保険とは言えないのかという論点であり、企業会計基準の問題として議論されているところである。たとえば、米国の企業会計基準である財務会計基準書113号 (FASB, FAS (Financial Accounting Standards) No.113, Accounting and Reporting for Reinsurance of Short-Duration and Long-Duration Contracts (短期保険契約および長期保険契約の再保険に関する会計と報告). 1992年12月15日より有効) では、保険引受リスクの移転も必要だとされている。他方、1994年12月にイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW: Institute of Chartered Accountants in England and Wales) が策定した英国の企業会計基準であるFRAG (Financial Reporting Accounting Group) 35/94 や、2003年に発表されたIASBの公開草案 (IASB [2003a] Appendix A “insurance contract,” Appendix B B4) では、タイミング・リスクのみでもよいとされている。

既述のとおり、保険制度はリスク集積とヘッジャー間分散を利用して、移転したリスクの管理を図る経済制度であるから、タイミング・リスクをこうした保険制度の対象とすることに支障はない筈である。実際、終身保険はタ

他方、国際保険監督者会議 (IAIS: International Association of Insurance Supervisors) の用語集では、リスク集積が保険の定義に盛り込まれている (IAIS [2003] p.31. ただし、リスク分散の観点からの定義は十分ではない)。

- 29) たとえば、信用リスクも金融リスクの一種だとすると、信用リスクを担保する保険商品 (保証保険, 信用保険) は既に存在している。住宅ローン保証保険, 取引信用保険といった商品がこれに当たる。

イミング・リスクの移転しかないが、保険制度として適切な運営がなされてきている。

三つめは、移転するリスク量の最低限度を設定すべきかという論点である（主として再保険について議論されている）。

まず、米国においては、企業会計基準である FAS 113号の再保険の定義で、「かなりの」(significant) 保険リスクの移転を要件としている (FAS No.113, para.9-11)。そして、このことと裏腹の関係にあるが、「かなりの」(significant) 損失が再保険者に発生する合理的可能性が存在するか、あるいは、実質的に全ての保険リスクが再保険者に移転しなければならないとされている。

保険会計基準に関しては、全米保険庁長官会議 (NAIC: National Association of Insurance Commissioners) が上記 FAS 113号を受けて、再保険について同様の保険会計処理方法を規定している (SSAP (Statement of Statutory Accounting Principles) No.62, Property and Casualty Reinsurance, para. 12)。

また、英国においても、企業会計基準である FRAG 35/94で、「かなりの」(significant) 保険リスクの移転を保険の要件としている。ここで、「かなりの保険リスクの移転」とは、保険者に「かなりの損失」(significant loss) が発生する可能性があり、かつ、その発生確率に合理的蓋然性 (reasonable possibility) があることを要するとされている (*Id.*, para.9)。

保険会計基準に関しては、英国保険協会 (ABI: Association of British Insurers) が2003年11月に改定した³⁰⁾ SORP (Statement of Recommended Practice) 「保険事業の会計」(Accounting for Insurance Business) において、再保険については³¹⁾ 「かなりの保険リスクの移転」(significant transfer of insurance risk) を要するとしている (*Id.*, para.228-233)。

30) 2004年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。

31) 2003年11月改定前の SORP (1998年12月制定) では、再保険に限定されていなかった (改定前 SORP, para.135, 139)。

保険制度におけるリスク分散

さらに、国際会計基準においては、IASBの公開草案でも、保険者に移転するリスクは「かなりの」(significant) なリスクでなければならぬとされている (IASB[2003a] Appendix A “insurance contract,” Appendix B, B8, B21-B24. なお、この公開草案では、再保険に限定せずに「かなりの」リスクの移転を求めている)。

しかしながら、既述のとおり、保険制度はリスク集積とヘッジャー間分散を利用して、移転したリスクの管理を図る経済制度であるから、個々のリスク・ヘッジャーから保険者へと移転するリスク量が少なくても、リスク集積とヘッジャー間分散がなされていれば保険制度の対象とすることに支障はない筈である。実際、再保険においては薄いレイヤー (layer) のリスクを引き受ける再保険も現実には存在するが、それなりの機能を営んでいる (なお、再保険については、出再者の意義だけでなく、受再者の意義も勘案すべきことは前述 4(1)のとおり)。もとより経済実体に即した会計処理を行うべきことを否定するつもりは毛頭ないが、それ以上の意味は持たないと考えるべきであろう (また、そう考えないと、再保険に議論を限定する意義に乏しいからである)。

このように、保険の経済的要件たるリスク移転の内容について、会計基準では様々な制約が加えられようとしている。こうした会計基準の動向は、ヘッジャー間分散 (やリスク集積) を保険における経済的要件として把握・認識していないがために、そのしわ寄せが他の経済的要件であるリスク移転に及んでいる、すなわち、ヘッジャー間分散 (やリスク集積) の観点が脱落しているがために、リスク移転の内容を限定する形で保険に種々の制限を課さざるを得なくなっている側面もあるように思われる。

参考文献

- 池尾和人 [1985] 『日本の金融市場と組織』東洋経済新報社
池尾和人 [1995] 「金融取引と金融機関」西川俊作編『経済学とファイナンス』東洋経済新報社
木村栄一 [1980] 「保険とは何か」木村栄一他『保険の知識』有斐閣

- 小暮雅一 [1998] 『保険の数理 — 損保・生保・年金—』 (3 版) 損害保険事業総合研究所
- 酒井泰弘 [1982] 『不確実性の経済学』 有斐閣
- 鹿野嘉昭 [2001] 『日本の金融制度』 東洋経済新報社
- 白杉三郎 [1954] 『保険学総論』 (再訂版) 千倉書房
- 高尾厚 [1991] 『保険構造論』 千倉書房
- 高尾厚 [1998] 『保険とオプション — デリバティブの一原型—』 千倉書房
- 高木栄一 [1996] 「住宅ローン保証保険」 金澤理＝塩崎勤編 『裁判実務大系 26 損害保険訴訟法』 青林書院
- 田中耕太郎 [1932] 「保険の社会性と団体性 — 保険法に於ける社会学的方法の適用—」 法学協会雑誌 7 号, 10 号 (同『商法研究』第 2 巻 (1935 年。岩波書店) 所収)
- 田村祐一郎 [1979] 「保険本質論と生保史における保険加入者」 保険学雑誌 485 号
- トーマ再保険 [1999] 『再保険 その理論と実際』 損害保険事業総合研究所
- 東京海上火災保険編 [1984] 『損害保険実務講座 第 8 巻新種保険 (下)』 有斐閣
- 広海孝一＝埜善多編 [1997] 『保険用語辞典』 (新版) 日本経済新聞社
- 松山直樹 [2003] 「生命保険会社の自己資本管理上の課題」 金融ビジネス 2003 年 6 月号
- 吉澤卓哉 [2001a] 『企業のリスク・ファイナンスと保険』 千倉書房
- 吉澤卓哉 [2001b] 「保険商品と金融商品の交錯」 保険学雑誌 572 号
- 吉澤卓哉 [2002] 「店頭保険デリバティブに関する法規制」 損害保険研究 64 巻 1 号
- 吉澤卓哉 [2003] 「ファイナイト保険とリスク分散」 日本リスク研究学会第 16 回研究発表会講演論文集
- Abraham, K.S. [2000] *Cases and Materials, Insurance Law and Regulation*, 3rd ed., Foundation Press
- Bennett, C. [1992] *Dictionary of Insurance*, Pitman Publishing (木村栄一監訳 『保険辞典』 [1996] 損害保険事業総合研究所)
- Black, K. and H. D. Skipper [1994] *Life Insurance*, 12th ed., Prentice-Hall, Inc. (安井信夫監訳 『生命保険』 (1996) 生命保険文化研究所)
- Cox, S. H. [1998] 「金融的視点から見た保険のリスク」 Harold D. Skipper, Jr. ed., *International Risk and Insurance, An Environmental-Managerial Approach*, Irwin/McGraw-Hill (武井勲監訳 『国際的リスク・マネジメントと保険』 (1999 年) 生命保険文化研究所)
- Dobbyn, J. F. [1996] *Insurance Law*, 3rd ed., West Publishing (佐藤彰俊訳 『アメリカ保険法』 (1998) 木鐸社)
- Farny, D. [1989] *Versicherungsbetriebslehre*, Karlsruhe (高尾厚監訳 『保険経営学 (上)』 (1994 年) 生命保険文化研究所)

保険制度におけるリスク分散

- Greene, M. R., J. S. Trieschmann and S. G. Gustavson [1992] *Risk & Insurance*, 8th ed., South-Western Publishing
- Hansell, D. S. [1985] *Elements of insurance*, 4th ed., Pitman Publishing (UK) (木村栄一＝越知隆訳『保険の原理』(1995) 損害保険事業総合研究所)
- IAIS (International Association of Insurance Supervisors) [2003] *Glossary of Terms*
- IASB (International Accounting Standards Board) [2003a] *Exposure Draft ED5 Insurance Contracts*
- IASB [2003b] *Basic for Conclusion on Exposure Draft ED5 Insurance Contracts*
- IASB [2003c] *Draft Implementation Guidance ED5 Insurance Contracts*
- Jerry, R. H., II [2002] *Understanding Insurance Law*, 3rd ed., Matthew Bender
- Keeton, R. E. and A. I. Widiss [1988] *Insurance Law A Guide to Fundamental Principles, Legal Doctrines, and Commercial Practices*, West Publishing
- Mason, S. P. [1995] 「リスクの配分」 Crane, Dwight B. et al., *The Global Financial System, A Functional Approach*, Harvard Business School Press (野村総合研究所訳 [2000] 『金融の本質 - 21世紀型金融革命の羅針盤-』野村総合研究所)
- Mehr, R. I., E. C. Cammack and T. Rose [1985] *Principles of Insurance*, 8th ed., Richard D. Irwin Inc.
- Mehr, R. I. [1986] *Fundamentals of Insurance*, 2nd ed., Richard D. Irwin Inc.
- Rejda, G. E. [1998] *Principles of Risk Management and Insurance*, 6th ed., Addison-Wesley
- Rubin, H. W. [1995] *Dictionary of Insurance Terms*, 3rd. ed., Barron's Educational Series
- Vaughan, E. J. & T. M. Vaughan [1995] *Essentials of Insurance : A Risk Management Perspective*, John Wiley & Sons

(本稿は、2004年3月15日に開催された日本保険学会関東部会での報告に加筆・修正したものである。)

(筆者は東京海上火災保険勤務)